

令和5年1月1日
園芸学研究院長裁定

千葉大学マスコット「マツ」着ぐるみ貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、千葉大学マスコット「マツ」が千葉大学をPRするキャラクターとして活動するにあたり、千葉大学大学院園芸学研究院で管理する「マツ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱い及び使用方法等に関して、必要な事項を定める。

(貸出対象者及び行事)

第2条 以下の者が企画又は参加する行事を対象とする。

- 一 園芸学研究院、園芸学研究科、園芸学部及び松戸地区事務課に所属する教職員及び学生
- 二 園芸学研究院長（以下「管理者」という。）が適当と認めた者

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者は、別紙「着ぐるみ（マツ）使用申請書」に必要事項を記入の上、行事の概要が分かる資料を添えて、原則借受けを開始する日の1ヶ月前までに管理者へ提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。
 - 一 千葉大学の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - 三 行事又は主催者が法令に違反又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - 四 「マツ」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - 五 その他着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

3 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

- 2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承諾された行事のみに使用すること。
- 二 貸出期間を遵守すること。
- 三 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- 四 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- 五 第3条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に、借受者の責に帰すべき事由により着ぐるみを汚損・破損した場合は、借受者の負担により修補又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年1月1日から施行する。